特定教育・保育施設の利用定員について

資料5

1. 概要

特定教育・保育施設の確認を行う際には、施設の利用定員を定める必要があります。
本市では、令和2年度より市立第1認定こども園の民営化により社会福祉法人晋栄福祉会による新たな認定こども園となるため、子ども・子育て支援法第３１条第２項、交野市子ども・子育て会議条例第２条の規定により、交野市子ども・子育て会議において、利用定員設定について意見聴取するものです。
なお、令和2年度は現園舎により引き継がれるため、認可定員、利用定員の変更はありません。

2. 対象となる特定教育・保育施設

公・私	新・継	変更事由	施設種類	施設名	区域	定員変更	認可定員				利用定員									
							1号	2号	3号	計	1号			2号			3号			計
											3歳児	4歳児	5歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0歳児	1歳児	2歳児	
私立	新	民営化	認定こども園	あまだのみやちどりこども園	三・四中学校区	変更後	50	72	43	**165**	5	20	25	20	25	27	10	15	18	**165**
					増減		0	0	―	**0**	0	0	0	0	0	0	0	0	0	**0**